

V. 学生生活における基本事項について

キャンパスマナー

■喫煙

学内では灰皿の設置してある所定の喫煙場所以外は禁煙です。(館内は全館禁煙です。)歩きながらの喫煙・吸殻のポイ捨ては他の学生の迷惑になりますのでやめましょう。

■ゴミ

資源のリサイクルのために「ゴミ分別収集」を徹底してください。

本学においても「焼却ごみ」「不燃ごみ」「空カン」「空きびん」「ペットボトル」と5種類のゴミ箱を設置していますので、教室内・廊下・休憩場にゴミをそのまま放置せず、みなさんの手できちんと分別してゴミ箱に捨ててください。

■スマートフォン・携帯電話

授業中やライブラリーセンター、自習室での呼び出し音や通話は私語と同様に重大なマナー違反となります。授業を受ける前に電源を切りましょう。また学内だけでなく、公共機関などでも同様です。各々が社会の一員として、マナーの向上に努めてください。

■ネットワーク・エチケット (ネチケット)

インターネットを中心としたコンピュータネットワーク社会におけるエチケットやマナーのことです。以下の規範を遵守してください

金沢工業大学学園「コンピュータネットワーク利用に関する規範」

- (1) 虚偽に利用者 ID を申請したり、不正に他人の利用者 ID を使用してはいけません。
- (2) 自分の利用者 ID を他人に使用させてはいけません。他人に使用させた結果として、他人の行為に対しても全責任を負うことになります。
- (3) システム資源を大量に消費することにより他の利用者の正常な利用を妨害したり、コンピュータシステムの正常な運用を妨げるような行為により、他の利用者に迷惑もしくは損害を与えてはいけません。(求められていないゴミメールやチェーンレターの送信を禁止します。また、故意にコンピュータシステムを混乱させる行為や有害なプログラムの持込を禁止します。)
- (4) 営利、非営利を問わず、商用を目的とした利用をしてはいけません。
- (5) 他人のプライバシーを侵害したり、他人を誹謗中傷してはいけません。
- (6) 嫌がらせや、公序良俗に反する行為、その他脅迫的行為をしてはいけません。
- (7) 著作権の対象になっているものに対して、著作権者の許可や正規のライセンスなしにこれを侵害してはいけません。

通学

大学へは徒歩・自転車または電車・バスを利用し、通学してください。

通学時は交通ルールを守り、事故にあわないよう、巻き込まれないように注意してください。

■自転車での通学

自転車通学は「交通安全対策専門委員会」への届け出が必要です。自転車通学の届け出に必要な書類は「学生コミュニティーセンター (1号館2階)」に取りにきてください。

学内では定められた自転車置場にはみ出さないように駐輪し、施錠(二重ロックが安全)を必ず実施してください。正しく駐輪されていない場合は、撤去することがあります。

■バイクでの通学

バイク通学は「交通安全対策専門委員会」への届け出が必要ですので、事前に行われる「交通安全講習会」に必ず出席してください。

学内では定められたバイク置場に停め、他人の迷惑にならないように注意してください。路上放置や他人に迷惑となる場合は、撤去することがあります。

■自動車での通学

本学では原則、自動車通学を認めていません。ただし、大学院生・プロジェクトデザインⅢの科目履修者または3・4年次生のクラブ活動参加者で公共の交通機関による通学が困難と「交通安全対策専門委員会」が認めた学生は、許可を得て通学に自動車を利用することができます。

手続きについては、オリエンテーションで配付される資料を確認してください。なお、路上・商店駐車場や他人の土地に無断駐車した場合は、厳しい処分の対象となります。

■学内の自転車・バイク置場と学生駐車場

自転車	3号館横・6号館裏・7号館裏・8号館裏・11号館前・23号館裏
バイク	43号館横
自動車	久安学生駐車場・やつかほりサーチキャンパス学生駐車場

■交通安全対策専門委員会（11号館1階 11・114室（学友会室））

この委員会は、交通事故を防止し、不幸な事態が起きないように積極的に交通安全を進めるために学友会が中心となり、発足しました。また、委員会の発足と同時に「交通安全宣言」を行いました。この「交通安全宣言」は、最も交通事故を起こしやすい年齢である皆さんが、交通事故により、学業を断念し、初期の目的を達成できないという不幸な事態になることを防止しようというもので、全学生がこのことを理解し、交通安全に努めています。

■交通安全（参考資料：警察庁・交通安全啓発資料）

毎年全国で多くの人が交通事故によって死亡したり負傷したりしています。車社会の発展に伴い、私達がこのような痛ましい交通事故にあう危険性はますます高くなっています。

交通事故のない住みよい社会を作るためには、運転者のみならず皆さんの自覚と自制が不可欠です。

大切なのは、「取り締まられない」運転ではなく、「自分自身や家族の命と財産を守る」運転であり、交通ルールはそのためにこそあるのです。交通安全のために運転者がよく安全を理解し、自覚し、お互いルールを守って安全運転を心がけましょう。

■安全運転5則

- (1) 安全速度を必ず守る
- (2) カーブの手前でスピードを落とす
- (3) 交差点では必ず安全を確かめる
- (4) 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- (5) 飲酒運転は絶対にしない